



～ 『埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援』のお知らせ ～

社労士の専門分野ではありませんでしたが、このような社会情勢ですので、作成・公開されたパンフレットの要点だけをまとめてお伝えします。

- 貸借人（テナント事業者）に対する埼玉県の支援として、国が支給する『家賃支援給付金』に 県から上乗せして支給される 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援 をご案内させていただきます。

交付額 : 賃貸借契約に基づく 家賃の1/15の6ヶ月分
交付上限額：20万円（複数店舗を賃貸している場合30万円）

- 交付要件 : ① 令和2年5月から12月において、以下のア・イいずれかであること
ア いずれか 1ヶ月の売上が前年同月比で50%以上減少
イ 連続する3ヶ月の売上の合計が前年同期比で30%以上減少
② 2019年度の月平均売上が15万円以上であること。

埼玉県中小企業・個人事業主追加支援金（第2弾：10万円給付）を受給した方は、申請書類が一部省略できる予定

申請方法 : 国の家賃支援給付金を受給したことが分かる書類（写し）の提出が必要となる予定

上記については、7月下旬時点にて公表されている情報となります。最新の情報については、あおば事務所でも収集しておりますので、随時お問い合わせください。

～ その他のお知らせ ～

<あおば事務所の夏季休業>

8/13（木）～8/16（日）の期間は夏季休業させていただきます。
※期間中の連絡については、8/17（月）以降に対応させていただきます。

<社会保険加入の顧問先様>

社会保険の随時改定（いわゆる月変）…基本給はもちろんのこと通勤手当や時給等も含め固定的な給与（手当等）に変更があった場合やパートの方で勤務時間の変更の際には、該当した支払月の月末までに給与変更連絡票を送付ください。

<電話以上訪問未満の打合せ>

あおば事務所では、Zoom（テレビ会議）による面談・会議・研修等に対応しております。

～ コロナウイルス予防 × 熱中症予防 ～

新型コロナウイルス感染防止の観点から、新しい生活様式が、私たちの生活様式として定着してきました。

※ 新しい生活様式 … ①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの実施や3密回避を取り入れた日常生活
しかしながら、この時期は特にマスク着用により、熱中症のリスクが高まる傾向もあるようです。
換気が可能な場所では、ソーシャルディスタンスを維持しながら、適宜マスクを外すようにしましょう。

激しい運動は避けましょう

のどが渇いていなくても
こまめに水分補給をしましょう

気温・湿度が高い時は
特に注意しましょう



※ 出典：厚生労働省 『令和2年度の熱中症予防行動（リーフレット）』

■ 企業のご紹介（宣伝） ■

今回は、顧問先である 北本建設株式会社 様のメッセージを紹介いたします。

【北本建設株式会社 様からのメッセージ】

こんにちは、北本市で創立52年の北本建設です。
建物の事なら、小さな穴の補修から大きな建物まで北本建設にお任せ下さい！
住宅はもちろん倉庫、工場、店舗の屋根や外壁のメンテナンス、各種リフォーム、新築、改修工事、建物のご相談を承ります。
建物は大切な財産です！自宅や倉庫、建物は定期的な屋根や外壁のメンテナンスをすることで50年、100年と長持ちさせる事が出来ます。
当社自慢の横河システムの倉庫の新築も承ります。当社が施工した倉庫も見学できますので、是非ご相談ください。社員一同心よりお待ちしております。

住所：北本市古市場三丁目131番地

ホームページ <http://kitaken1970.com/> TEL 048-591-1234

<あおば新聞で貴社を紹介することができます>

貴社の業務をあおば新聞内で無料で紹介することができますので、詳細はご相談ください。

